議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 5 7 号	宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例	可決	
	の一部を改正する条例の制定について	(全員一致)	
議案第 5 8 号	宝塚市介護保険条例の一部を改正する条	可決	
	例の制定について	(全員一致)	
議案第 5 9 号	宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及	可決	
	び運営に関する基準を定める条例の一部	(全員一致)	
	を改正する条例の制定について		
議案第 6 0 号	宝塚市いじめ問題再調査委員会条例の制	可決	
	定について	(全員一致)	
議案第 6 1 号	宝塚市立幼稚園の設置及び管理条例の一	可決	C = 4 =
	部を改正する条例の制定について	(全員一致)	6月4日
議案第 7 0 号	損害賠償の額の決定について	可決	
		(全員一致)	
請願第 1 号	豊かな教育を実現するための義務教育費	採択	
	国庫負担制度の堅持を求める請願	(全員一致)	
請願第 2 号	公立夜間中学校の受け入れ体制の充実を	採択	
	求める請願	(全員一致)	
請願第 3 号	他市で実施されている基準緩和型デイサ	不採択	
	ービス(通所型サービスA)を宝塚市で	(賛成少数)	
	も実施される事の要望についての請願		

審査の状況

- ① 令和元年 5月30日 (議案審査)
 - ・出席委員 ◎田中 こう ○三宅 浩二 浅谷 亜紀 伊庭 聡 風早 ひさお 川口 潤 北野 聡子 横田 まさのり
- ② 令和元年 6月 4日 (議案審査)
 - ・出席委員 ◎田中 こう ○三宅 浩二 浅谷 亜紀 伊庭 聡 風早 ひさお 川口 潤 北野 聡子 横田 まさのり
- ③ 令和元年 6月24日 (委員会報告書協議)
 - ・出席委員 ◎田中 こう ○三宅 浩二 浅谷 亜紀 伊庭 聡 風早 ひさお 川口 潤 北野 聡子 横田 まさのり

(◎は委員長、○は副委員長)

議案番号及び議案名

議案第57号 宝塚市災害 中慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

議案の概要

災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の一部改正に伴い、市町村の判断で条例で定めることとなった、災害援護資金の貸付利率及び保証人の要否について規定を整備するほか、月賦償還による償還方法の追加、延滞利率の引下げなどに伴う所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

- 問1 災害援護資金の連帯保証人を立てるか、立てないかの判断は借受人がしてよい のか。
- 答1 借受人の判断である。連帯保証人を立てた場合は無利子、立てない場合は利率 1%と設定している。
- 間2 連帯保証人を立てない場合の利率1%の根拠は。
- 答2 東日本大震災における特例法、母子父子寡婦福祉資金貸付金、生活福祉資金といった類似の貸付制度の中で一番低い利率の1%とした。また、本市を含む県下21市の内、20市が同様の利率設定としており、以上のことから総合的な判断をした。
- 問3 今回の法改正により、過去に災害援護資金を借りていた人へは、利率等、改正 の内容が適用されるのか。
- 答3 法律は平成31年4月1日が施行日であり、基本的には施行日以降の災害に適用される。過去の借り入れ分への適用については、施行日以降に発生する延滞利率が従前は年10.75%であったものが年5%となることと、今までの償還方法が半年払いか年払いであったものが月賦での償還が可能となる部分である。
- 問4 災害援護資金の原資は国であると思うが、借受人が返済を免除された場合、市 の負担はあるのか。
- 答4 原資は国が3分の2、県が3分の1であり、市が窓口となっている。免除される場合は国の法律により免除となるため、市は返済の義務を負わない。
- 問5 困っている人の生活再建を目的とした貸付制度であり、保証人を立てられない 人も多くいると考えられる。頼る人もおらず困っている人から利息を取るのはど

うなのか。

答5 今後こういった制度については困難者のセーフティーネットとしてどうしてい くのかの視点を持ち検討していく必要があると考えている。

自由討議なし討 論 なしなし審査結果可決 (全員一致)

議案番号及び議案名

議案第58号 宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者に対する保険料軽減措置について、 軽減額及び対象者を拡充するため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

- 問1 改正により市民の負担は減るが、そのことにより市内事業所の経営への影響は あるのか。
- 答1 保険料段階1~3の非課税世帯の被保険者の負担する介護保険料が安くなる。その分介護保険料の歳入が減少するが、その同額に当たる公費を投入して事業費の確保を行う。今回介護サービス利用料や介護報酬については改定が行われないため、事業所への影響はない。
- 問2 財源が消費税の増税分となっているが、令和元年10月に増税されるかは流動的である。仮に増税されない場合の財源の見通しは。
- 答2 既に法律で被保険者の負担割合が決められており、仮に消費税増税が延期された場合でも現在の枠組みの中で実施される。今後国において負担割合変更の法改正がされた場合には変更されるが、現時点ではそういったことは聞いていない。

自由討議 なし

討 論 なし

審査結果 可決(全員一致)

議案番号及び議案名

議案第59号 宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、事業所ごとに配置する放課後児童支援員の資格要件に関する規定について所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

- 問1 改正による本市へのメリットは。
- 答1 今回の改正により現在県で受けている放課後児童支援員になるための研修を、 指定都市でも受けることができるようになる。近隣の指定都市では、神戸市が令 和2年より同研修を開始するが、神戸市内の事業所職員を対象とする予定である。 これにより、県の研修を受ける神戸市内の事業所職員が減ることで、本市事業所 職員が参加しやすくなる可能性がある。また、専門職大学の前期課程修了者も支 援員の資格として認められるため、その修了者が将来的に本市で支援員になるか もしれない。
- 間2 指定都市との連携を進めて本市の研修機会をふやすべきでは。
- 答 2 機会があれば神戸市に対して他市からの受け入れを要望していき、神戸市以外 の指定都市にも研修実施の有無や他市からの受け入れについて情報収集をしてい きたい。

自由	討 議	なし
討	論	なし
審査	結 果	可決(全員一致)

議案第60号 宝塚市いじめ問題再調査委員会条例の制定について

議案の概要

平成28年12月8日に発生した宝塚市立中学校生徒転落事案に関して、本年4月26日付けで教育委員会から、いじめ対策防止推進法第28条第1項の規定に基づく調査結果に遺族所見書を添え、報告を受けた。その報告及び遺族所見書を踏まえ、同法第30条第2項の規定による調査を附属機関において実施する必要があると判断したことから、条例を制定しようとするもの。

論 点 宝塚市いじめ問題再調査委員会の設置の妥当性について

- 問1 いじめ防止対策委員会(以下、第三者委員会)からの報告書と遺族所見書を見ると、意見の乖離があるのは明らかである。第三者委員会が遺族に寄り添った調査ができていなかったことをどう考えるのか。
- 答1 第三者委員会と遺族との間で十分なコミュニケーションがとれてなかったため、本調査は混乱したと考える。教育委員会も両者の間に入り調整をしたが、第三者委員会は教育委員会側でも遺族側でもなく、公平中立に調査を進めるとしており、そのため遺族との円滑なコミュニケーションがとれなかったものと考えている。
- 問2 遺族とのコミュニケーションがとれてなかったのが第三者委員会での調査についての総括の一つであるなら、再調査委員会が調査を進める上で、定期的に遺族・ 学校に報告をしていく必要があるのではないか。
- 答2 再調査委員会が設置されれば、早期に遺族と話し合う機会を持ち遺族の思いを 受けとめ、今後のスケジュールや調査方法についても報告をする。遺族には一定 の時期に調査状況の報告を行っていきたい。
- 問3 再調査委員会の委員選任はどのように行うのか。
- 答3 事実関係を客観的に認定し、再発防止につなげるために委員会を設置するということを各委員としっかりと共有して調査に当たっていく。選任に当たっては過去にいじめ問題に取り組んだことがある人や、著書からどういった考えをしている人なのかなどをリサーチするなど準備を進めている。
- 問4 再調査をする中で、当時の状況を知る人への聞き取りをすることになると思うが、その人たちの心のケアはどう考えているのか。
- 答4 遺族だけではなく、再調査の対象となる生徒・保護者・教員に対しても、グリ

ーフケアが必要だという視点を持つ委員の選任をしていきたい。

- 問5 本市ではいじめを発見する取り組みとして、いじめアンケートやこころとから だのアンケートを行っているが、今後のいじめ発見に向けて改善の取り組みは。
- 答5 アンケートのとり方、回収方法の見直し、両アンケートのとる時期をずらす、 アンケートの実施回数をふやす等改善を行っている。現在はアンケートを一斉に 行うのではなく、家に持ち帰り回答できるようにし、封筒に入れての提出も可能 となっている。子どもたちが本心をアンケートに書けるよう改善をしている。
- 問6 本市のいじめ防止基本方針では、再調査を行う機関として宝塚市子どもの権利 サポート委員会が位置づけられている。サポート委員会が再調査を行うべきでは。
- 答6 本案件についてはサポート委員会へ再調査について諮問する前に、調査内容や 手法について相談した。調査結果に目を通してもらったところ、サポート委員会 は本案件に関連する事案に継続的にかかわっている状況があり、第三者の立場と して再調査を担える立場であるか疑念がぬぐえないとの意見があり、市としても 同様に判断した。

サポート委員会は普段からいじめ問題を含む、子どもの権利擁護に関するさまざまな相談に応じている。そのいじめ問題が重大事案となった際に第三者性を担保できるのか疑問であり、またサポート委員会自体が調査対象になる蓋然性が高いため、今回の事案以降の再調査についても、市長の諮問機関である、宝塚市いじめ問題再調査委員会にて行う。

自由討議 なし

討 論 なし

審査結果 可決(全員一致)

議案第61号 宝塚市立幼稚園の設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定に ついて

議案の概要

平成28年7月に策定した「宝塚市立幼稚園の適正規模及び適正配置に関する基本方針」及び平成29年6月に策定した「宝塚市立幼稚園の統廃合計画」に基づき、来年度末をもって宝塚市立良元幼稚園と宝塚市立中山五月台幼稚園の2園を廃園するため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

- 問1 平成28年7月策定の宝塚市立幼稚園の適正規模及び適正配置に関する基本方針で、市立幼稚園12園を7園とすることとなっている。策定当時と現在の状況が変わっていると思うが、それについてどのように考えているか。
- 答1 策定当時の見込みよりも市立幼稚園の園児数が大幅に減少しているが、適正配置という視点もあり、今のところは、計画を見直すのではなく粛々と進めていく。
- 問2 園児数は具体的にどのくらい変わっているか。
- 答 2 四、五歳児の園児数は、平成 17 年度 1,383 人をピークに平成 27 年度 936 人、 平成 31 年度 657 人となっている。
- 問3 少子高齢化の影響もあり、子どもの数は劇的に減っている。保護者の就労の仕方も変わってきているため、子どもの教育や預け先についても変わってきている。 そのため幼稚園、保育園など選択肢があることが望ましいが、平成28年から平成31年の間で、幼稚園、保育園、待機児童も含めた預け先の分布が変わってきているのか。
- 答3 就学前の幼稚園・保育所の子どもの分布について5歳児を例にとると、私立幼稚園50%、公立幼稚園20%、公・私立保育所30%。10年前の分布は、私立幼稚園50%、公立幼稚園30%、公・私立保育所20%であり、比較すると公立幼稚園と保育所が入れかわっている。
- 問4 廃園が決まっている中山五月台幼稚園のある中山台地域は傾斜地のため、近隣の長尾幼稚園に通園するのは難しいという課題がある。宝塚市立幼稚園の統廃合計画に、具体的な通園手段の方策について地域の意向や保護者のニーズを把握した上で対策が講じられるよう検討を進めるとあるが、どのようにニーズを把握していくのか。

- 答4 これまでにも地域の保護者からは意見が出ており、複数回、意見交換もしてきた。今秋をめどに地域の未就園児の保護者と再度意見交換し、最終的な取りまとめを行う。幼児教育無償化により、3年保育をしている私立幼稚園の需要の高まりも想定されるのでいろいろなことを加味して意見交換を行う。
- 問5 未就園児の保護者へのアプローチが難しいと思うが、意見交換の場をどのよう に周知するのか。
- 答 5 中山台地区教育環境適正化検討委員会という地域、保護者を中心とする委員会の議題で扱っており、その中に幼稚園の代表や、未就園児のグループの代表が入っているので、その方々を通じて周知を行い、それ以外の方については、地域の回覧を使って周知を行う。
- 問6 廃園後の跡地活用について計画はあるのか。
- 答 6 現段階では、具体的な計画はない。市の公共施設マネジメント基本方針に基づいて進める。
- 問7 長尾南幼稚園が廃園後に復園した経緯を踏まえても、今回廃園の2 園について 今後、幼稚園として再開する可能性はないのか。
- 答7 長尾南幼稚園は当時宅地開発など園児がふえる要因があったが、良元幼稚園は 30年以上単学級であり、昨今の少子化の傾向から再開は考えにくい。市にとって、 適切な方針を決めていきたい。
- 問8 廃園後の教職員はどうなるのか。
- 答8 人事異動により、他の幼稚園に異動することになる。幼稚園教諭の全体的な数については、令和2年度末の廃園となることから、退職者数も踏まえて調整していく。
- 問9 良元幼稚園は立地がよいし、歴史があり地域に愛されてきた幼稚園である。ここを幼児教育の研究拠点として、幼児教育の実習、就学前の子どもの学び、保護者の集う施設として活用してはどうか。
- 答 9 幼児教育の研究は、地域の実情や課題については現場の幼稚園が、市全体としては、幼児教育センターが取り組んでいる現状があるので、今すぐ、良元幼稚園跡地を幼児教育の研究拠点にすることは考えていないが、有効活用として市の公共施設マネジメント基本方針に基づいて考えていきたい。
- 問10 公立幼稚園には、地域の公教育研究の拠点、幼小中の連携を地域で図る、支援の必要な子どもたちを受け入れるという大きな役割があるが、これからの公立

幼稚園の役割はどうなっていくのか。

答10 公立幼稚園は国のガイドラインに従い幼児教育を実施し、教職員は研究・研修を重ね、専門性の質も安定している。今後はそのノウハウを、近隣の私立幼稚園、保育所と連携し伝えていくことで、宝塚市全体の就学前教育の底上げ、充実につなげていく役割を果たしていく。また、特別に配慮を要する子どもの受け入れと、適切な支援を通して就学前のインクルーシブ教育に取り組んでいる。

なお、小学校とは日常的に教職員や子ども同士の交流や連携が図られている。

今後は、市全体における幼児教育の活性化を推進していくための中核的な存在となりリーダーシップを発揮していくというのが、公立幼稚園の求められる役割であると考えている。

- 問11 廃園後の通園手段について、いつまでに決定するのか。行政は入園申込者数を見てから必要があれば考えるというが、保護者が園を選ぶ段階でどのような手段があるか提示できるよう、今しっかりやってほしい。
- 答11 長尾幼稚園は車通園禁止、山の上からの交通量が多い、園自体の駐車場が少ないなど認識した上で、車で送迎できる環境を整えていく必要があると考えている。通園バスの運行は難しいと考えている。

自由討議なし

計 論 なし

審査結果 可決(全員一致)

議案番号及び議案名

議案第70号 損害賠償の額の決定について

議案の概要

昨年9月4日に、市が設置管理する広報板が暴風雨による圧力を受け倒壊し、近接する相手方所有の家屋に接触し、損傷を与えたため、相手方に修繕に要する費用相当額の損害が生じたもので、その損害賠償の額を80万5,680円と決定しようとするもの。

論 点 1 損害賠償の額の妥当性について

<質疑の概要>

- 問1 損害賠償の額について、見積もりは複数業者からとったのか。
- 答1 複数業者の見積もりはとっていない。被害を受けた相手方の見積額で、損傷部分は小さく見えるが外壁パネルの交換が必要であり、足場を組む費用などがかかるためこの額となったと聞いている。内容について保険会社に確認すると、建築士にも確認した上で額は妥当であろうとの見解であった。
- 問2 損害賠償について、複数業者から見積もりをとることはルール化されていない のか。
- 答2 今回のような損害賠償に関する見積もりについての明確なルールはない。
- 問3 広報板の定期的な点検は、どのようなペースで行われているのか。
- 答3 広報板の管理業務についてシルバー人材センターに委託しており、月2回の掲示物掲示の際の大まかな点検と、年2回の重点的な点検を行っている。
- 問4 点検の結果、損傷の度合いはどの程度か。
- 答4 平成30年5月の一斉点検では、25基に異常が見つかり修繕を行った。柱の根元 に腐食が見つかったのは当該広報板のみであった。

論 点 2 再発防止について

- 問1 点検は今後も同様に進めていくのか。今回の件を受けて、さらなる再発防止の 検討は。
- 答1 基本は同様に点検を進めるよう考えている。根元の腐食はわかりにくいため点 検方法を考えて依頼しているが、修繕時の工法も改めていきたい。
- 問2 設置場所が適当か再度検討するのか。
- 答2 広報板については、自治会や近隣住民の方と協議の上、多くは公園などに設置

している。設置場所の妥当性は、今後検討していきたい。

- 問3 華美なものは不要だが、美しく安全な広報板にするために費用を出せるような 検討は。
- 答3 場所の適切さについては今後点検の上、予算の範囲内で対応したいと考えている。修繕や新設などについても予算を計上しており、その範囲で対応したい。
- 問4 同じ機関に点検を任せていると点検が形骸化するのではないか。ほかの専門機関を入れるなどの考えは。
- 答4 ほかの機関を入れることは現在考えていない。点検については報告書に支柱に 穴が開いていないかなど項目を設け、それに基づいた点検を依頼している。さら にきちんとした点検を依頼したい。
- 問5 年2回の点検の中でも、6、7月の台風シーズン前にしっかり点検するよう、意識を変えるような形で依頼してほしい。また、業者の点検だけでなく、市民から情報が入るような仕組みを検討してはどうか。
- 答 5 点検については十分強化していきたいと考えており、地域からも情報が入るような仕組みも検討したいと考えている。

自由討議なし討 論 なしなし審査結果可決(全員一致)

請願第1号 豊かな教育を実現するための義務教育費国庫負担制度の堅持を求める 請願

<請願の趣旨>

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、十分な教材研究や授業準備が必要である。特に小学校においては、2018年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっている。新しい教育課題に対応し、子どもたちのゆたかな学びの実現のためには、教職員定数改善、教育条件整備などの施策が重要な課題である。義務教育費国庫負担制度については、2005年、国庫負担率が2分の1から3分の1となっている。厳しい財政状況の中、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。国の施策として教育に係わる財源を保障し、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが重要である。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育を保障し、未来への 先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援していくための条件整備は不 可欠、こうした観点から、2020年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、 地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を求めるもの。

<請願の項目>

- 1 財務省・総務省・文部科学省に対して、以下の内容で意見書の提出を求める。
 - ① 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める。
 - ② 子どもたちの教育環境改善のため、計画的な教職員定数改善の推進と、教育条件整備のための財源措置を求める。

- 問1 計画的な教職員定数改善について、具体的にどのように考えているか。
- 答1 (紹介議員A)新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の中に40人学級の 見直しなどが上げられている。少人数学級を実現するためには充分な教職員の数 が必要である。教育の充実と教職員の定数の改善は切っても切れない関係にある と考えている。
- 問2 教育条件整備のための財源措置についてどのように考えているのか。
- 答2 (紹介議員A) 現場からはさまざまな課題が上げられている。教育に関するハード面・ソフト面での山積する課題を解決していくための予算措置を国に求めている。教育条件を整えるために各市町村が個別に全て対応するのは難しいため、

国が制度を整える予算措置をするべきだと考えている。

- 問3 教職員定数についての話があったが、小・中学校の1クラスの定員について、 国が定めた定員、兵庫県で補填している定員を教えてほしい。
- 答3 (市当局) 基本、国では 40 人学級が定数となっているが、小学校 1 年生は 35 人学級である。県独自で小学校 2 年生から 4 年生は 35 人学級を導入している。
- 問4 国と県の制度により小学校1年生から4年生までは35人学級だが、5年生になった途端に40人学級となり、体も大きくなるなど、厳しい状況になっていると聞く。紹介議員や理事者のほうで高学年の40人学級の厳しさについて把握しているか。
- 答4 (市当局) 5 年生になって急に 40 人学級になるので、教室いっぱいに子どもたちが入っている状況がある。また、35 人学級のときは、担任がきめ細かく見ることができたが、学級数が減り担任の数が減ることにより、より多くのことを一人の担任がしないといけないため、五、六年生も35 人学級を望む声がある。
- 問5 教育条件整備について、本市はまだまだ足りていないところがあると実感しているが、ハード面やソフト面それぞれについて、紹介議員が把握していることはあるか。
- 答5 (紹介議員A) ハード面ではトイレが汚い、臭い、古いと学校や子ども議会から声が上がっている。学校によってはさまざまな教室の状況があり床がよくないなどの声を聞いている。ソフト面では、複数の学校から、これまで障がいや課題がある児童・生徒に配置されていたサポーターの配置時間が制限され困っていると聞いている。教材作成に充てる費用を相当節約していることも聞いている。
- 問 6 以前から全国や県の教育長会議などで、義務教育費国庫負担制度の堅持について国に要望していると聞いているが現状はどうか。
- 答6 (市当局)全国都市教育長協議会で、平成30年8月及び11月に平成31年度の 文教に関する国の施策並びに予算について、要望としてまとめて関係省庁に提出 している。

自由討議 なし

討 論 なし

審査結果 採択(全員一致)

請願第2号 公立夜間中学校の受け入れ体制の充実を求める請願

<請願の趣旨>

2016年12月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立した。文部科学省は「法律第14条においては、学齢期を経過した者であって小中学校等における就学の機会が提供されなかった者のうちに、その機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、全ての地方公共団体に夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられています」と記している。

現在、兵庫県内においては公立夜間中学校が、神戸市 2 校と尼崎市 1 校の計 3 校設置されている。しかし、「入学資格は市内在住者・在勤者」という 3 校の入学要件があり、宝塚市の未修了者全員が入学できる制度ではなく、上記の法律が守られていない現状がある。

そのため、宝塚市をはじめとする近隣各市では、門戸拡大を求める一方、尼崎市に 対して学校運営費の応分の負担をしていく方向で調整が進められている。

しかしながら、尼崎市立成良中学校琴城分校には事務職員が配置されておらず、他 市が学校運営にかかる費用の分担を行ったとしても、これ以上の他市在住者の入学希 望者の受入事務作業の対応ができないため、入学要件の変更が難しい状況である。

日本国憲法第26条には、「すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」とある。学ぶ権利は人間固有の基本的人権であり、行政はその権利を保障する義務を負っている。

市民の誰もが、憲法で保障された教育を受ける権利を行使でき、学び直す権利をも享受できるよう意見書の提出を求める。

<請願の項目>

- 1 兵庫県教育委員会に対して、以下の内容で意見書の提出を求める。
 - ① 尼崎市立成良中学校琴城分校に事務職員の配置を求める。
 - ② 夜間中学校設置市と未設置市の調整を速やかに図るよう求める。
 - ③ 夜間中学校の周知を実効性のある方法で講じるよう求める。

- 問1 義務教育機会確保法があるにもかかわらず、県下3校においては入学資格が市内在住者・在勤者のみとなっている。入学資格と法との整合性はどう考えるのか。
- 答1 (紹介議員A) 本来本市に設置するのが望ましいが、そこまで整備するのは現 実的に難しいため、どこに住んでいても近隣の夜間中学校に通えるようにするに はどうすればよいかという話を進めている。

- 問2 尼崎市に対して本市市民も受け入れをしてもらえるように調整を進めていると のことだが、いつごろからどういった場で調整を進めているのか。
- 答2 (市当局)義務教育機会確保法第15条にもあるが、協議会で進めている。県の 義務教育課、各市町の就学に関する部署が集まり、平成29年12月、平成30年6 月及び12月に計3回の意見交換会を行い、具体的に就学できる機会を模索してい る。夜間中学校はニーズがはっきりとわからないものであり、まずは県下で設置 されている3校に他市町からも就学できるような方向で調整を進めている。既に ある3校については市立学校であるという壁があるが、応分負担をすることでバ ランスをとっていく。
- 問3 ニーズがわからないということだが、ニーズ調査はする方向にあるのか。
- 答3 (市当局) ニーズ調査については誰を対象に、どういった調査をすればいいのかがわからない。本市市民は現在就学できないため、広報をすることができず、呼びかけをすることができない。今後尼崎市での受け入れが確約できしだい、市もホームページ等で広報し、そこで知った方に手を上げていただき、希望者を把握した上で今後の夜間中学校のあり方を検討していきたい。
- 問4 尼崎市立成良中学校琴城分校の現在の生徒数は。
- 答4 (市当局) 令和元年度は全校生で31名在籍している。
- 問5 小学校の教材「ほほえみ」に夜間中学校のことが掲載されているが、授業で活用しているのか。
- 答 5 (市当局)全ての学校ではないが市内小学校において、この教材をカリキュラムの中に位置づけて実践している例が多数ある。今後もこの教材の必要性を伝えながら、学校で取り組んでいきたい。
- 問6 現在不登校傾向にある子どもへの支援としてPalがあるが、夜間中学校もそういった子どもたちへの支援策の一つだと理解してもらう必要がある。庁内職員や教職員への夜間中学校の研修が必要では。
- 答 6 (市当局) いろんな機会を通じて夜間中学校を広めていくのは大切だと認識している。まずは教職員が正しいことを理解して、選択肢の一つとして認識することが大切であり、そのような取り組みを進めていきたい。

自由	討 議	なし
討	論	なし
審査	結 果	採択(全員一致)

請願第3号 他市で実施されている基準緩和型デイサービス(通所型サービスA)を 宝塚市でも実施される事の要望についての請願

<請願の趣旨>

医療国家資格があり、人の身体の知識がある整骨院が通所型サービスA (健康運動教室等)を行う事で、効果がより期待でき、地域の高齢者と繋がりがあるため、コミュニティの場も形成され、孤立する高齢者が減り、地域の繋がりがより豊かになると考える。自費負担での運動教室では、金銭的な理由などから、継続的かつ公平にサービスを提供する事が難しくなるため、通所型サービスAを実施出来たらと考えている。現在宝塚市では1日型のデイサービスのみ行っている状態であるが、通所型サービスAは、症状の軽い対象者に健康運動教室等を行うため効果が高く、これからの時代に必要な制度である。

介護が必要になる前の段階での運動習慣や健康増進の活動が重要であり、そういった場を今まで以上に地域住民間で作る事が、2025年問題(介護難民を減らす)の予防にもつながると考える。高齢者の健康のため、通所型サービスAの宝塚市での実施を願うもの。

<請願の項目>

1 すでに他の市で実施されている基準緩和型デイサービス(通所型サービスA)を 宝塚市でも実施される事を要望する。

<質疑の概要>

- 問1 本市で通所型サービスAを開始した場合の具体的なイメージは。
- 答1 (紹介議員) 基準緩和型を実施することで、利用者は通常の通所介護サービスに近い形のサービスの提供を受けながら、介護報酬は下がるという点と、利用者が状態により通所介護型と基準緩和型を選択できるという点、また、基準緩和型は利用回数に制限があり、目標達成に向けて頑張っていこうという点で、デイサービスとは違うもっと身近な場所で、定期的に通所できる環境を整えるもの。
- 問2 市が新しい介護サービスに取り組んだ場合、介護保険料はどうなるのか。
- 答2 (市当局)新しい介護サービスに取り組むことで、サービス量が増となり保険料が上がることと、介護予防としての目標を達成することでのサービス量の減により保険料は下がることなどが考えられるが、正確な計算は難しい。

(紹介議員)費用の増減は、市の料金や回数の設定にもよるが、対象者の状態が要支援からそれ以前の段階へ改善されるのであれば、結果的に保険料は下がっていくのではないかと考えている。

- 問3 実施事業所は整骨院に限ったものか。
- 答3 (紹介議員) 実施事業所は整骨院に限ったものではなく、地域において身近なところでできることが一番であると考えている。例えば、いきいき百歳体操を実施する場合、初回は指導者が派遣されるが、以降は、DVDを流すだけになり、続かなくなっている状況がある。基準緩和型ができることによって、定期的な実施が可能となり、さらに回復が見込まれると考えている。
- 問4 通常のデイサービスでリハビリテーションに特化したところもあり、短時間でのサービスを実施している事業所もあるが、違いはあるのか。
- 答4 (紹介議員)通所介護を実施している事業所が基準緩和型に取り組むことによって報酬が下がり、運営状況が厳しくなって撤退する可能性が出てくるが、介護にかかわっていない事業所が基準緩和型を実施することで、民間の、介護に携わっていない人でも活躍できる一つの制度をつくりたいと考えている。
- 問5 請願が採択された場合、請願者以外に実施する事業者はあるのか。
- 答 5 (紹介議員)市内の整骨院や整体院で話をしたところ、営業時間外で実施可能であればやってみたい、営業時間を変えてでもやってみたいという声があった。制度化されれば、取り組むところも多いと考えている。
- 問6 いきいき百歳体操について、現状は。
- 答6 (市当局) いきいき百歳体操は高齢者が身近な地域で介護予防ができるよう平成26年度に開始した事業で、DVDや体操用の重りの貸し出しや、専門職の指導者を初回から4回目まで続けて派遣するなど支援に努めており、平成30年度末の実施団体は127団体である。平成30年度から市内医療法人などと提携し、アフターフォローのためリハビリテーションの専門家である理学療法士や作業療法士を実施団体に派遣しており、平成30年度は平成26年度に発足した15団体に派遣した。今年度は平成27年度に発足した27団体に派遣予定である。
- 問7 いきいき百歳体操については、理学療法士などリハビリテーションの専門家を アフターフォローに派遣するなど指導体制も整いつつあるが、紹介議員の見解は。
- 答7 (紹介議員) アフターフォローとして短期的に派遣されるその場限りの仕事と、 整体院などで行う、指導だけでなくプラスして何かやらないといけないという、 受動的か能動的かという部分が、介護においては大きいと考えている。
- 問8 この制度の利用者数は、どの程度見込んでいるのか。
- 答8 (紹介議員)特に見込みは立てていない。

自由討議

- 委員A 利用者数を把握できていないと本請願について判断できないと言われると、 なるほどと思う。
- 委員B 介護が必要になる前の段階での運動習慣や健康増進への活動が重要で、それについての市の取り組みを紹介議員はどれぐらい理解しているのか。市は、いきいき百歳体操だけでなく、さまざまなことに取り組んでいる段階だと思う。 その上でこの制度をプラスするには、費用対効果やどの程度の方に有効なのかなど考える必要がある。
- 委員C 整骨院が空いた時間にというところで、事業者側の空き時間を埋めたいという事情が出てきているので気になるところではある。
- 委員A あくまで請願者が整体院、整骨院の方であるというだけで、どこでやっても らってもよい。サロン運営者の中には活動維持のために、単に勉強や体操だけ では人が集まらないので茶菓子の用意などを持ち出しで行っている。こういう 人たちが制度により機能訓練指導員としての認定を受けることで、定期的に運 営できる環境をつくっていけると考えている。

質 疑

- 問9 採択した場合、市としてはどういう動きになってどこに問題があると考えるか。
- 答9 (市当局)本市の社会資源として、もともとサロンが多くあり、いきいき百歳体操を通じて、地域の支え合い、見守りといった要素が広がっていることは、地域の活動力がかなりの効果を発していると考えている。市としては主軸をここに置いており、請願が採択された場合は、2つの路線のすみ分けを考えて進めていくことになる。
- 問10 事業者側も利用者側も、このサービスを始めたところでどれだけ需要があるのか、根拠がはっきりしないので判断しかねるが、どう考えているのか。
- 答10 (紹介議員)制度説明を受けた上で取り組もうという事業者と、サービスを受けようという利用者、取り入れようとするケアマネジャーのそれぞれある程度の人数が見込めないと動けないという状況を考えると、現状では判断できないということは理解できる。

自由討議

委員D 審査を通して見えてきた部分、見えていない部分があるが、介護を取り巻く 環境の中で制度が変わっていくというのは、いろいろな可能性があると思うし

いい方向に変わっていく可能性もある。そういう意味では、採決してマル・バ ツというのもちょっと違う気がするし、判断は請願者及び紹介議員がすべきで はないかとも考えている。

討 論

(反対討論)

討論1 基準緩和については、民間にはメリットがあろうかと思うが、利用者の立場に立った場合、安全・安心の基準が緩むことと考えている。説明を受けていても未確定部分がある中で賛成することはできない。そもそも基準緩和型デイサービスが始まったのは、平成27年度の介護保険制度の改正時で、要支援1、2の通所介護、訪問介護が保険利用から外されて総合事業が開始された。予防という観点から制度が動いているが、利用者のニーズとして予防よりも、つながりの中での広がりというのが高齢者の中ではニーズが高いのではないかと思われる。そういう中では通所型サービスAという制度は、本市に見合わないのではないか。それほどニーズは高くはないと思われるし、他市の例で見ても撤退している事業所がある中で、あえて実行することに関して反対する。

審査結果 不採択(賛成少数 賛成1人 反対6人)